キャッシュ・フロー計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	業務費及び一般管理費による支出	△ 43,844,938,133
	人件費支出	△ 35,301,585,706
	助成金支出	△ 1,865,460,000
	支給金支出	△ 20,904,793,890
	その他預り金支出	△ 1,611,897,881
	納付金収入	31,123,958,370
	運営費交付金収入	68,042,577,000
	受託収入	5,093,377
	補助金等収入	4,171,266,985
	補助金等の精算による返還金の支出	△ 432,463,000
	業務収入	20,539,410,551
	その他預り金収入	1,507,948,147
	その他業務収入	420,144,032
	小計	21,849,259,852
	利息の受取額	17,498,769
	利息の支払額	△ 157,539,629
	業務活動によるキャッシュ・フロー	21,709,218,992
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	△ 389,969,922
	有価証券の償還による収入	20,469,659,098
	有形固定資産の取得による支出	△ 8,008,403,064
	有形固定資産の売却による収入	46,615,516,666
	敷金の差入による支出	△ 2,123,140
	敷金の回収による収入	63,603,418
	施設費による収入	1,824,502,840
	定期預金の払戻による収入	8,419,879,849
	資産除去債務の履行による支出	△ 32,352,741
	投資活動によるキャッシュ・フロー	68,960,313,004
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 806,539,219
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 1,906,715,474
	政府出資の払戻による支出	△ 1,833,694,638
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,546,949,331
Ⅳ	資金増加額	86,122,582,665
Ⅴ	資金期首残高	32,507,788,731
Ⅵ	資金期末残高	118,630,371,396

行政サービス実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務費用			
	(1) 損益計算書上の費用			
	業務費	100,904,716,062		
	一般管理費	5,103,359,900		
	財務費用	157,029,001		
	臨時損失	1,146,137,023	107,311,241,986	
	(2) （控除）自己収入等			
	納付金収入	△ 30,708,430,000		
	業務収益	△ 21,441,307,595		
	受託収益	△ 5,781,824		
	寄附金収益	△ 6,973,991		
	財務収益	△ 16,858,425		
	雑益	△ 429,573,404		
	臨時利益	△ 1,365,928,106	△ 53,974,853,345	
	業務費用合計			53,336,388,641
Ⅱ	損益外減価償却相当額			1,770,228,137
Ⅲ	損益外減損損失相当額			1,143,619,362
Ⅳ	損益外利息費用相当額			△ 326,069,815
Ⅴ	損益外除売却差額相当額			97,231,330,240
Ⅵ	引当外賞与見積額			40,054,895
Ⅶ	引当外退職給付増加見積額			△ 75,913,322,712
Ⅷ	機会費用			
	国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	370,496,299		
	政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	194,448,514		
	機会費用の合計			564,944,813
Ⅸ	行政サービス実施コスト			77,847,173,561

重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行基準と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く経費については期間進行基準を採用しています。

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法を採用しております。